

新潟市への
Uターン・Iターンを
考えている方へ

お子さんと一緒に
テレワーク移住を
考えている方へ

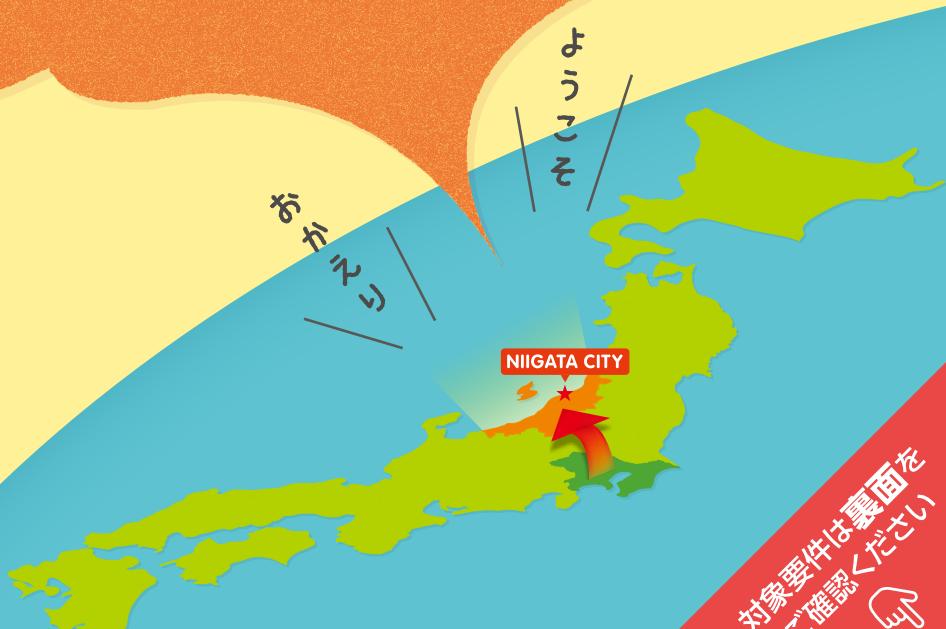
子育て世帯移住・就業等支援金

東京圏 埼玉 千葉
東京 神奈川 から

新潟市へ移住で

50万円
交付

令和6年4月1日以降に18歳未満の者を同居して
本市に移住してきた者に50万円交付



対象要件は裏面を
ご確認ください

以下の要件を満たす移住で

50万円の交付

1. 移住元に関する主な要件

- ・住民票を移す直前の10年間のうち、**通算5年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住**していたこと

かつ

- ・住民票を移す直前に、**連続して1年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住**していたこと

【条件不利地域一覧】
・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
・千葉県：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

2. 転入先に関する主な要件

- 1 本支援金の申請時に、新潟市に住民票を移して**転入後1年以内**であること
- 2 本支援金の申請日から5年以上、新潟市に継続して居住する意思があること

など

※申請日から**3年未満**で新潟市から転出した場合、本支援金の**全額返還**が求められます。

※申請日から**3年以上5年以内**で新潟市から転出した場合、本支援金の**半額返還**が求められます。

3. 仕事等に関する主な要件

就業 専門人材 起業 テレワーク 関係人口 のいずれかの要件を満たすこと

就業の場合

- 1 就業先が、新潟県の「企業情報ナビ」内のマッチングサイトに**移住支援金の対象として掲載している求人**で**新規雇用**であること
- 2 **週20時間以上の無期雇用契約**に基づいて移住支援金の対象法人に就業していること
- 3 当該法人に、本支援金の申請日から**5年以上、継続して勤務する意思**があること

など



<https://www.niigata-kigyo-navi.jp/>

専門人材の場合

- ・**プロフェッショナル人材事業** 又は**先導的人材マッチング事業を利用した就業**で**新規雇用**であること
- ・**週20時間以上の無期雇用契約**に基づいて就業していること
- ・当該就業先において、本支援金の申請日から**5年以上、継続して勤務する意思**を有していること
- ・**目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提**でないこと など

起業する場合

- ・新潟県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の**交付決定を受けていること**

テレワークの場合

- ・**所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住**した場合であって、**移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと** など

関係人口の場合

- ・**新潟市に住民票を移す直前1年以内**に、以下のイベントいずれかに参加したこと
 - ▶ 本市が首都圏で開催する**移住セミナー**
 - ▶ 本市が開催する**移住者交流会**
 - ▶ 本市が**関係人口創出事業**に認定した事業

※ 就業の場合 または 専門人材の場合 は、申請日から**1年以内**に支援金の対象の職を辞した場合、本支援金の**全額返還**が求められます。

上記の要件を満たし、**18歳未満の者を帯同して移住した場合、50万円の交付**があります。

※申請書の受付は、各年度4月～2月(3月は申請不可)

※新潟市移住支援金交付要綱第13条及び新潟市移住促進特別支援金交付要綱第11条に基づき、「移住支援金」及び「移住促進特別支援金」の交付を受けた者は、子育て世帯移住・就業等支援金の交付を受けることは出来ません。

※上記以外の要件については、ホームページにてご確認ください。<https://iju.niigata.jp/kosodatesetaijusienkin>

このチラシについての
お問い合わせ

新潟市 雇用・新潟暮らし推進課 ☎025-226-2149

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5F [メールアドレス] koyo@city.niigata.lg.jp

事業の詳細・申請書の
ダウンロードは
こちらから

